

管理委託契約約款

平成24年 2月 6日 届出
一部変更 平成24年 3月23日 届出
一部変更 平成25年 1月29日 届出

一般社団法人 日本美術著作権協会
General Incorporated Association
Japanese Society for Protecting Artists' Rights (JASPAR)
〒104-0061 東京都中央区銀座3-10-19 美術家会館604号室
Tel : 03-6226-5951 Fax : 03-6226-5952

管理委託契約約款

(目的)

第1条 この約款（以下「本約款」という。）は、美術の著作物の著作権の保護と利用の円滑化を図るため、一般社団法人日本美術著作権協会（以下「受託者」という。）と美術の著作物の著作権者（以下「委託者」という。）との間で締結する、取次による一任型の著作権管理（受託者の使用料規程に定める額の使用料に基づく著作権管理）に係る委託契約（以下「管理委託契約」という。）の内容を定めることを目的とする。

(管理委託契約締結の手続)

第2条 管理委託契約を締結しようとする者は、管理委託契約申込書に必要な資料を添えて、受託者に提出しなければならない。

2 受託者は、前項の申込に対し、著作権の管理（利用許諾契約に関する交渉及び契約の締結並びに使用料の収受及び分配その他これに附帯する業務をいう。以下同じ。）を引き受けることが適當と認めたときは、すみやかに、委託者との間で管理委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(管理委託の範囲)

第3条 委託者は、受託者に対し、本契約の期間中、その有するすべての著作権及び将来取得するすべての著作権につき、第5条に定める区分に従い、本契約の締結時に指定した区分に関する一任型による著作権管理を委託し、受託者はこれを引き受ける。ただし、委託者は、管理委託をする区分の指定とともに、受託者の同意を得て、当該区分に係る著作権の管理に一定の制限を付すことができる。

2 委託者は、前項に基づき指定した管理委託をする区分につき、所定の書面を受託者に提出することにより、いつでも変更することができる。

(委託範囲からの除外)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、委託者は、受託者の同意を得て、あらかじめ指定した特定の著作物の著作権を委託範囲から除外することができる。

(管理委託の区分)

第5条 第3条第1項の規定に基づき委託者が指定する管理委託の区分は、次のとおりとする。

一 書籍（国際標準図書番号（ISBNコード）が付され、書籍の形式により刊行するもの）又はこれに準ずる印刷物への複製及び譲渡。ただし、書籍の表紙（表1・表4）、カバー、モノグラフィー又は書籍の大部分が特定の作家の作品により構成されるもの、若しくは解題付き類別目録（カタログ・レゾネ）に複製する場合を除く。

二 雑誌（雑誌コードが付され、かつ雑誌形式で刊行するもの）への複製及び譲渡。ただし、著作物を広告宣伝（当該作品に係る展覧会の広告宣伝を除く。）を利用する場合、雑誌の表紙（表1・表4）に複製する場合、及び特定の作家の作品を特集した場合を除く。

三 新聞（新聞協会又は専門新聞協会の会員又はそれに準ずる者の発行に係るもの）への複製及び譲渡。ただし、著作物を宣伝広告（当該作品に係る展覧会の広告宣伝を除く。）を利用する場合、及び特定の作家の作品を特集した場合を除く。

- 四 テレビ放送（地上波・B S ・C S ）、有線テレビ放送、及びインターネット・テレビ放送（入力型送信可能化）並びにこれらの公衆送信のための複製。ただし、著作物を広告宣伝（当該作品に係る展覧会の広告宣伝を除く。）を利用する場合、特定の作家の特集又はそれに準じる場合を除く。
- 五 展覧会の広報媒体（無料で頒布されるパンフレット、チラシ若しくは告知用ポスター等、又は入場券）への複製及び譲渡。
- 2 受託者は、管理委託を受けた区分に属する著作物の利用であっても、変更、切除その他の改変を伴う著作物の利用については、当該改変等に対する著作者の承諾がある場合を除き、利用許諾を行わない。

（著作権の保証）

第6条 委託者は、受託者に対し、管理を委託するすべての著作物につき、管理委託に必要なすべての権限を有することを保証する。

（契約期間）

第7条 契約期間は3年とする。ただし、最初の契約期間は、本契約を締結した日から2年を経過した後最初に到来する12月31日までとする。

2 契約期間満了の6月前までに、委託者又は受託者が書面により反対の意思表示をしないときは、本契約は従前と同一の条件で3年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（著作権管理の地域）

第8条 受託者は、次の各号に掲げる地域において著作権の管理を行う。

- 一 日本国内
 - 二 外国著作権管理団体等に管理を委託したときの、当該外国著作権管理団体等の業務執行地域
- 2 受託者が外国地域における著作権管理を外国著作権管理団体等に委託するときは、利用許諾の方法、その対価の額の決定その他の業務執行方法は、当該外国地域の法令及び当該外国著作権管理団体等の規約に従う。

（使用料の徴収）

第9条 受託者は、この約款に基づく著作権管理において、文化庁長官に届出をした使用料規程に基づく使用料を利用者から徴収する。ただし、受託者は、利用許諾契約の締結の促進又は管理の効率化を図るため、必要に応じ、合理的な範囲で、使用料規程に定める額より減じた使用料を利用者から徴収することができる。

（使用料の分配）

第10条 受託者は、收受した使用料を、次のとおり委託者に分配する。ただし、各分配期における使用料の分配額が3,000円に満たないときは、当該事業年度（1月から12月まで）に係る使用料の最終分配時に、合算して委託者に分配することができる。

分配期	期間
当年8月	1月から6月までに收受した使用料
翌年2月	7月から12月までに收受した使用料

- 2 前項の規定にかかわらず、受託者は、徴収した使用料額その他の事情に鑑み相当と認めるときは、5月（1月から3月までに收受した使用料）及び11月（7月から9月までに收受した使用料）に中間分配を実施することができる。
- 3 受託者は、前2項の使用料の分配の際にはその計算書を作成し、委託者に交付する。

(管理手数料)

第11条 委託者が受託者に支払う報酬は、受託者が收受した使用料の30%以内で受託者が定める率とする。

- 2 受託者は、受託者が收受した使用料を分配する際に、前項に基づく管理手数料を控除する。

(委託者からの契約解除)

第12条 委託者は、本契約期間内においても、書面をもって受託者に通知することにより本契約を解除することができる。この場合、本契約は、受託者に通知が到達した日から3月を経過した日の属する月の末日をもって終了する。

- 2 前項に基づく契約の解除は、解除前に受託者と利用者との間で締結された利用許諾契約の効力に何らの影響を及ぼさない。

(受託者からの解除)

第13条 受託者は、委託者に次の各号に掲げる事由があるときは、催告の上、本契約を解除することができる。この場合、受託者に損害が生じたときは、その損害を委託者に請求することができる。

- (1) 第6条に定める著作権の保証義務に違反したとき
- (2) 本約款に定める委託者の義務を履行しないとき
- (3) 受託者の事業運営に重大な支障を及ぼす行為をしたとき

(管理委託契約約款の変更)

第14条 受託者は、本約款を変更した場合は、遅滞なく公示するとともに、委託者に通知しなければならない。

- 2 本約款の変更の内容に異議のある委託者は、通知の到達した日から1月以内に、書面による申し出により、本契約を解除することができる。この場合、本契約は、受託者に書面が到達した日の属する月の末日をもって終了する。

- 3 第12条第2項の規定は、前項の解除に準用する。

- 4 第1項の公示の日から1月を経過しても前項に定める解除の申し出がないときは、委託者は管理委託契約約款の変更につき承諾したものとみなす。

(管理委託契約の承継の届出)

第15条 委託者が死亡したときの相続人又は委託者から著作権の譲渡を受けた者は、この約款に基づく委託者の地位を承継することができる。

- 2 前項の相続人等は、委託者の権利義務を承継した旨をすみやかに受託者に届け出なければならない。
- 3 第1項に定める相続人が複数であるときは、その相続人中、本約款に基づく委託者の権利を代表して行使する者1名を選任して受託者に届け出なければならない。

(分配請求権の譲渡又は質入の禁止)

第16条 委託者は、受託者の承諾を得なければ、第10条に定める使用料の分配請求権を第三者に譲渡又は質入することはできない。

(委託者の通知義務)

第17条 委託者は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、すみやかに受託者に書面で通知しなければならない。

- (1) 送金先に変更があったとき
- (2) 住所の変更があったとき
- (3) 合併、会社分割、解散等があったとき
- (4) 委託者の権利に制限が生じたとき

2 受託者は、委託者が前項の通知を怠ったことによって生じた損害について、一切責任を負わない。

(受託者の通知等)

第18条 受託者からの本契約に基づく送金及び催告その他の通知は、委託者の届け出た住所又は送金先に宛てて行う。

2 受託者は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、前項の送金、催告その他の通知を保留することができる。保留した分配金等の引き渡し場所は受託者の事務所とする。

- 一 前条第1項に規定する通知がなされないとき
- 二 委託者から届け出られた住所に宛てた催告その他の通知が、継続して3回以上到達しないとき
- 三 委託者から届け出られた送金先に宛てた送金が到達しないとき

(財務諸表等の提供)

第19条 受託者は、毎事業年度経過後3月以内に、著作権等管理事業法施行規則第19条に定める財務諸表等を作成し、事務所に備え付けるとともに、委託者の縦覧に供する。

(公示)

第20条 本約款に定める公示は、受託者の事務所に掲示して行う。

(裁判管轄)

第21条 本約款に関する訴訟の裁判管轄は、東京地方裁判所とする。

附則

(施行期日)

本約款は、文化庁長官に届け出た日（平成25年3月1日）から施行する。